

問題 I

次の本文を読み、空欄 (1) (2) から (15) (16) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、下線部 (ア) から (オ) に関連した設問 1 から 5 について、それぞれの指示に従って番号を選び、解答用紙の (17) (18) から (25) (26) にマークしなさい。

なお、A から D の人物や書物について直接に問う設問はないが、問題の都合上、伏せてある。引用した史料の原文は適宜改めている。

災害や飢饉等は、有史以来、しばしば日本列島を襲い、日本社会にさまざまな影響を与えた。

天皇であった人物 A は、飢饉・疫病等の社会不安から、(ア) [史料 1] を発して全国に寺を作らせ、さらに [史料 2] を発した。(イ) [史料 2] に基づいて造立された大仏は、人物 A がその子である人物 B に譲位して太上天皇となった時代に完成した。

[史料 1]

宜しく天下諸国をして各 つつし 故みて七重塔一区を造り、并せて金光明最勝王経・妙法蓮華経各一部を写さしむべし。朕又別に金字の金光明最勝王経を写し、塔毎に各一部を置かしめむと擬す。こいわが 翼 ふ所は聖法の盛なること、天地とともに永く流つたへ、擁護の恩幽明に被らしめて恒に満たむことを。……又国毎の僧寺には封五十戸、水田十町を施し、尼寺には水田十町。僧寺には必ず廿僧有らしめ、其の寺の名を金光明四天王護國之寺と為し、尼寺には一十尼ありて、其の寺の名を法華滅罪之寺と為し、両寺相共に宜しく教戒を受くべし。

[史料 2]

粵に天平十五年歳次癸未十月十五日を以て、菩薩の大願を発して、(1) (2) の金銅像一軀を造り奉る。國銅を尽して象を鎔とがし、大山を削りて以て堂を構へ、広く法界に及ぼして朕が知識と為し、遂に同じく利益を蒙らしめ、共に菩提を致さしめむ。夫れ天下の富を有つ者は朕なり。天下の勢を有つ者も朕なり。此の富勢を以て、この尊像を造る。

* * *

書物 C は、1180 年前後の災害等に関する記述を含む。このうち (3) (4) の大飢饉について、書物 C は、[史料 3] のように描く。

[史料 3]

築地の面、路の頭つらに飢死死ぬるもの類ひ数も知らず、取り捨つる業も知らねば、臭き香世界にみちみちて、変り行く形・有様、目もあてられぬ事多かり

この (3) (4) の大飢饉は、当時の社会情勢に大きな影響を与えた。たとえば、源平の争乱においては、西国を基盤としていた平氏にとって不利に働いたとされるのである。

(5) (6) の大飢饉は、御成敗式目の制定に繋がった。(5) (6) の大飢饉が起こって訴訟が頻発し、時の幕府にとって、裁判の基準を設ける必要が生じたのである。

江戸時代にも、日本列島は飢饉に見舞われている。江戸時代最初の大飢饉とされる (7) (8) の大飢饉は、西日本の干ばつと東日本の長雨・冷害によってもたらされ、5 ~ 10 万人の餓死者を出したといわれる。

この(7) (8)の大飢饉の経験は、当時の幕府をして本百姓の経営維持を重視する政策へ転換するに至らしめた。1643年に発せられ【史料4】のように定められていた(9) (10)は、この一環ともいわれる。

[史料4]

一、身上能き百姓は田地を買取り、弥宜く成り、身体成らざる者は田畠を沽却せしめ、猶々身上成るべからざる……

* * *

俗に「火事と喧嘩は江戸の華」というが、江戸の町はしばしば大火に見舞われた。

(ウ) 振袖火事の異名でも知られる大火では、江戸城や市街に甚大な被害が生じた。

この大火について、ラフカディオ・ハーンは、着る者が次々と死んでゆく振袖を寺の小僧が焼いたところ、その振袖が舞い上がって寺に火が付き、そこから江戸の町全体が焼け崩れたとする伝説を書き残している。

また、1772年の大火では、類焼が江戸の約3分の1に及んだ。目黒行人坂の大円寺から出火したもので、その原因は放火ともいわれる。

* * *

大地震もしばしば日本列島を襲った。

安政の大地震は、(エ)1850年代に各地で生じた一連の地震を指す。これらのうち、安政東海地震は遠州灘沖で、安政南海地震は土佐沖で生じた。前者では、2000～3000人が死亡し、家屋約3万戸が焼失したとされる。また、後者では、数千人が死亡したとされる。

同じく安政の大地震に含まれる江戸地震は、荒川河口付近を震源としていたと推測される。地震・火事による死者が町方で約4300人、武家方で約2600人にのぼったといわれる。水戸学の中心人物であった(11) (12)も、この地震で圧死した。

(オ) 関東大震災は、東京・横浜などに大規模な損害を与え、約10万人の死者と4万人以上の行方不明者を出したといわれる。社会不安が高まる中で、朝鮮人が暴動を起こしたとの流言を信じた者らの手で、多数の朝鮮人らが殺害された。

近年では、阪神・淡路大震災や東日本大震災も生じた。

阪神・淡路大震災では約6400人が犠牲となった。同年に生じた地下鉄サリン事件も相俟って社会不安が広がり、政治に対する国民の目はさらに厳しいものになったとの評価もある。阪神・淡路大震災発生当時の(13) (14)内閣は、1996年1月に退陣することとなった。

東日本大震災では地震や津波により約1万8000人が犠牲となり、また、東京電力福島第一原子力発電所事故によって数多の人々が極めて長い期間の避難生活を強いられることとなった。東日本大震災発生当時の(15) (16)内閣の退陣を受けて成立した内閣Dは、東日本大震災復興基本法に基づいて復興庁を設置した。

[設問1]

下線部（ア）の〔史料1〕が発せられた世紀に関する〔01〕から〔05〕の記述のうち、適切でないものを選び、その番号を解答欄 (17) (18) にマークしなさい。

- 〔01〕 筑前守であった山上憶良が、貧窮問答歌を詠じた。
- 〔02〕 九州の筑紫観世音寺に戒壇が設けられた。
- 〔03〕 人物Aは、都を平城京から、恭仁京、難波宮、紫香楽宮、長岡京へと、逐次移した。
- 〔04〕 武藏国から銅が献上され、貨幣が発行された。
- 〔05〕 出羽国が置かれ、秋田城が築かれた。

[設問2]

下線部（イ）の大仏が置かれた寺院は、1180年に焼失した。この焼失や寺院の再建に関する〔01〕から〔05〕の記述のうち、適切でないものを選び、その番号を解答欄 (19) (20) にマークしなさい。

- 〔01〕 この大仏が置かれた寺院を焼いたのは、平重衡である。
- 〔02〕 慶派は、この大仏が置かれた寺院の再建に従事した。
- 〔03〕 この大仏の焼失を契機とする仏教革新の運動に際し、法然や一遍らの稳健派は、戒律の護持を提起した。
- 〔04〕 重源は、後白河法皇の命によりこの寺院の再建に際し寄付集めの責任者を務めた。
- 〔05〕 この寺院の再建に際し採用された建築様式は、大仏様と呼ばれる。

[設問3]

下線部（ウ）に関する〔01〕から〔05〕の記述のうち、適切でないものを選び、その番号を解答欄 (21) (22) にマークしなさい。

- 〔01〕 「むさしあぶみ」や「江戸火事図巻」は、この大火の様子を描いた作品である。
- 〔02〕 この大火をきっかけとして、車長持が禁止された。
- 〔03〕 この大火によって焼失した江戸城天守はこれ以降再建されなかったが、このことは保科正之の主張による。
- 〔04〕 この大火により、10万人以上が死亡した。
- 〔05〕 この大火当時の將軍は、町奉行に命じ、「いろは」47組とも呼ばれる組織を置くなど、江戸の消防体制を強化させた。

[設問4]

下線部（エ）に関する〔01〕から〔05〕の記述のうち、適切でないものを選び、その番号を解答欄 (23) (24) にマークしなさい。

- 〔01〕 安政東海地震の際、下田に滞在していたプチャーチンの乗艦が大破・沈没した。
- 〔02〕 清国がイギリス・フランスと天津条約を結んだ。
- 〔03〕 日米修好通商条約は、外交官のみならず、一般外国人にも国内旅行を許すなどの条項を含んでいた。
- 〔04〕 幕府は江戸に蕃書調所を設けた。
- 〔05〕 一橋派の橋本左内や尊攘派の吉田松陰が処刑され、梅田雲浜が獄中で病死した。

[設問 5]

下線部（オ）に関する [01] から [05] の記述のうち、適切でないものを選び、その番号を解答欄 (25) (26) にマークしなさい。

- [01] 関東大震災の混乱に際し、平沢計七ら10名の労働運動家が甘粕正彦らにより殺害された。
- [02] 加藤友三郎内閣の頃から政府は普通選挙制の導入を検討していたが、関東大震災の影響もあって、普通選挙制の導入は、いったん立ち消えとなった。
- [03] 関東大震災からの復興事業のため置かれた帝都復興院の総裁に、後藤新平が就任した。
- [04] 政府は、被災者を債務者とする手形を、日本銀行に再割引させた。
- [05] 震災による首都壊滅を、デモクラシーに浮かれた天罰であるとする主張も出現した。

[語群]

- | | | | |
|-----------|----------------|--------------|------------|
| 01. 会沢安 | 02. 飛鳥大仏 | 03. 麻生太郎 | 04. 円空仏 |
| 05. 小渕恵三 | 06. 寛永 | 07. 寛喜 | 08. 寛政異学の禁 |
| 09. 菅直人 | 10. 小泉純一郎 | 11. 作付制限令 | 12. 地方知行制 |
| 13. 正嘉 | 14. 上知令 | 15. 丈六仏 | 16. 帯刀禁止令 |
| 17. 地租改正 | 18. 田畠永代売買の禁止令 | 19. 田畠勝手作りの禁 | |
| 20. 天保 | 21. 天明 | 22. 如意輪観音 | 23. 野田佳彦 |
| 24. 橋本龍太郎 | 25. 八幡大菩薩 | 26. 鳩山由紀夫 | 27. 伴信友 |
| 28. 平田篤胤 | 29. 藤田東湖 | 30. 藤田幽谷 | 31. 不動明王 |
| 32. 分地制限令 | 33. 細川護熙 | 34. 磨崖仏 | 35. 村山富市 |
| 36. 森喜朗 | 37. 養和 | 38. 盧舍那仏 | |

問題 II

次の本文を読み、空欄 (27) (28) から (33) (34) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、下線部 (ア) から (ク) に関連した設問 1 から 8 について、それぞれの指示に従って番号を選び、解答用紙の (35) (36) から (49) (50) にマークしなさい。

安政の五カ国条約の締結により、日本は大規模な貿易市場に組み込まれ、国内経済・産業は新たな局面を迎えた。列強との貿易が開始されると、生糸や綿織物が大量に取り引きされはじめたことで、(ア) 繊維業は大きな影響を受けた。1866年には(イ) 改税約書が調印され、列強と日本の関係において不平等性が拡大した。

列強のアジア進出が拡大するなかで、政府は、それらに比する国力をつけるため、近代産業の育成・発展を目指して(ウ) 殖産興業政策を推し進めた。政府は多くの官営事業を展開し、そのなかで欧米の先進的技術の導入や国内の従来技術の改良を行い、産業の近代化をはかった。官営事業の例として、(27) (28) 鉱山がある。この鉱山は、1884年に、のちに財閥に発展した藤田に払い下げられた。こうした鉱業のみならず、近代化政策は工業や農業、(エ) 運輸業、通信業など様々な分野に及んだ。

産業の近代化が進む一方で、国内経済は難局を迎えることもあった。(オ) 1870年代の末ごろからは激しいインフレーションが生じ、これに対処するため、大蔵卿の松方正義は一連の政策を進めた。この過程でインフレーションは脱したが、直後に深刻なデフレーションに陥った。

1880年代の後半に入ると、鉄道業や紡績業を中心に株式会社の設立が相次いだ。この時期には機械技術を大規模に導入する例も多くみられ、産業革命が進展した。しかし、この会社設立のブームは、1890年に起こった恐慌により一旦途絶えた。

日清戦争後、政府は清国から得た巨額の賠償金をもとに戦後経営を進めた。三国干渉の結果をうけて書かれた論説「嘗胆臥薪」が、(29) (30) を社長兼主筆として創刊された新聞で発表されると、国民の間で反露感情が高まった。こうした状況を背景に、政府は多額の賠償金を軍備拡張に使用した。賠償金は産業振興にも使用されて経済は一時好況になるなど、(カ) 日清戦争後、そして日露戦争後も経済・産業において様々な状況変化があった。

1914年に第一次世界大戦が勃発すると、それまでの貿易・財政状況が一変して(キ) 大戦景気とよばれる好況へと転じた。大戦中にドイツからの薬品や染料、肥料の輸入が途絶えたことでそれらの国内生産の必要性が生じると、化学工業が発展した。それとともに、日本の科学技術の発展を求める気運が高まった。1919年にある大学に付置された(31) (32) は、本多光太郎が初代所長となり、数多くの業績をあげた。このほか、国際的にも優れた業績をあげる(ク) 日本出身の科学者が多くみられるようになった。

第一次世界大戦の前後には、コンツェルンへと発展する会社や団体も設立され始めた。財界からの寄付金や国庫補助、皇室下賜金を得て1917年に設立された(33) (34) もその一つである。(33) (34) を母体とするコンツェルンは、大河内正敏が1927年に設立した会社を持株会社として形成され、様々な事業を展開した。

[設問 1]

下線部（ア）に関して、日本の繊維産業史上の出来事の記述として適切でないものを [01] から [05] のなかより選び、その番号を解答欄 (35) (36) にマークしなさい。

- [01] 紹糸輸出税の廃止が一因となって紹糸の輸出が増え、日清戦争後、その輸出高が輸入高を超えた。
- [02] 第一次世界大戦の開始後に綿布輸出額は紹糸輸出額を上回った。
- [03] 政府が奨励した2000錘紡績は一貫して好調で大きな利益を出し、その後の大工場の設立・発展に大きく寄与した。
- [04] ガラ紡は、人力式から水車式に改良されると愛知県を中心に普及したが、機械制大紡績工場の増加に伴い衰退した。
- [05] 1880年代に起こったフランスのリヨン生糸取引所での生糸価格の大暴落によって、フランス向け生糸を生産していた埼玉県秩父地方の産業は打撃を受けた。

[設問 2]

下線部（イ）について述べた次の文を読み、空欄（a）から（c）に入る語句として適切なものの組み合わせを以下の [01] から [08] のなかより選び、その番号を解答欄 (37) (38) にマークしなさい。

列強は (a) 開港が認められなかった代償として、幕府に改税約書を調印させた。それ以前は (b) のように輸入関税率35%の品目もあったが、この調印により輸入関税は一律5%の (c) 方式に改められた。

- [01] (a) 大坂 (b) 米 (c) 従価税
- [02] (a) 大坂 (b) 米 (c) 従量税
- [03] (a) 大坂 (b) 釀造酒 (c) 従価税
- [04] (a) 大坂 (b) 釀造酒 (c) 従量税
- [05] (a) 兵庫 (b) 米 (c) 従価税
- [06] (a) 兵庫 (b) 米 (c) 従量税
- [07] (a) 兵庫 (b) 釀造酒 (c) 従価税
- [08] (a) 兵庫 (b) 釀造酒 (c) 従量税

[設問 3]

下線部（ウ）に関する次の5つの出来事を年代の古いものから順に並べた場合に、3番目になるものを [01] から [05] のなかより選び、その番号を解答欄 (39) (40) にマークしなさい。

- [01] 品川硝子製造所が官営として創業された。
- [02] 開拓使庁が札幌に移された。
- [03] 官営の郵便制度が発足した。
- [04] 斎田兵条例が制定された。
- [05] 日本が万国郵便連合条約に加盟した。

[設問4]

下線部（エ）に関して、日本の運輸産業史上の出来事の記述として適切でないものを [01] から [05] のなかより選び、その番号を解答欄

(41)	(42)
------	------

 にマークしなさい。

- [01] 華族の金禄公債を資金にして設立された日本鉄道会社が、上野・青森間に鉄道を開通させた。
- [02] 西園寺公望内閣のもとで鉄道国有法が制定され、民営鉄道会社17社が買収・国有化された。
- [03] 海運業の保護・奨励を目的とした航海奨励法が制定されたのち、日本郵船会社はアメリカやオーストラリアとともに、インドのポンペイへの航路を開いた。
- [04] 南満州鉄道株式会社は本社を大連に置き、鉄道や煙台鉱山の経営を行った。
- [05] 川崎造船所は第一次世界大戦勃発の一報が入ると、鉄鋼の買い占めを始め、貨物船の大量生産に取り掛かった。

[設問5]

下線部（オ）に関する記述として適切でないものを [01] から [05] のなかより選び、その番号を解答欄

(43)	(44)
------	------

 にマークしなさい。

- [01] 工場払下げ概則が廃止された後、官営事業の払い下げが本格的に進んだ。
- [02] 国立銀行条例に基づいて設立された民間の銀行による不換紙幣の発行が、インフレーションの一因となった。
- [03] 日本銀行が設立された翌年の条例改正によって、国立銀行は普通銀行に転換されることになった。
- [04] 新税の設置や酒造税・煙草税の増徴が行われた。
- [05] 貨幣法に基づき、銀本位制が確立された。

[設問6]

下線部（カ）に関する次の5つの出来事を年代の古いものから順に並べた場合に、3番目になるものを [01] から [05] のなかより選び、その番号を解答欄

(45)	(46)
------	------

 にマークしなさい。

- [01] 台湾銀行が設立された。
- [02] 第2次伊藤博文内閣の時に締結された日英通商航海条約が、満期を迎えた。
- [03] 東洋拓殖株式会社が設立された。
- [04] 日露講和条約が締結され、沿海州・カムチャツカ半島沿岸における日本の漁業権が認められた。
- [05] 日清通商航海条約が締結された。

[設問 7]

下線部（キ）に関して、大戦景気のはじまりから戦後恐慌のはじまりまでの出来事について述べた [01] から [05] のなかより、適切でないものを選び、その番号を解答欄

(47)	(48)
------	------

 にマークしなさい。

- [01] 猪苗代水力発電所と東京の田端変電所を結ぶ長距離送電が可能になった。
- [02] ヴェルサイユ条約が締結された年、東京卸売物価指数は前年を下回った。
- [03] ヴェルサイユ条約が締結された年、貿易は輸入超過となった。
- [04] チェコスロヴァキア軍の救出を名目としたシベリア出兵の決定は、全国的な米騒動につながった。
- [05] 鉄鋼業では民間会社の設立が相次ぎ、鉄成金が多数現れた。

[設問 8]

下線部（ク）に関して、科学者の主要な業績について述べた [01] から [05] のなかより、適切でないものを選び、その番号を解答欄

(49)	(50)
------	------

 にマークしなさい。

- [01] 石川千代松は動物学の基礎を築いた。
- [02] 藤沢利喜太郎は地磁気の測定を行った。
- [03] 鈴木梅太郎は脚気の研究からオリザニンの抽出に成功した。
- [04] 高峰譲吉はアドレナリンの抽出に成功した。
- [05] 秦佐八郎はサルバルサンを創製した。

[語群]

- | | | | |
|--------------|------------|------------|------------|
| 01. 阿仁 | 02. 荒畑寒村 | 03. 生野 | 04. 石川三四郎 |
| 05. 院内 | 06. 大阪紡績会社 | 07. 釜石 | 08. 北里研究所 |
| 09. 陸羯南 | 10. 黒岩涙香 | 11. 航空研究所 | 12. 幸徳秋水 |
| 13. 小坂 | 14. 佐渡 | 15. 地震研究所 | 16. 住友合資会社 |
| 17. 高島 | 18. 高山樗牛 | 19. 田口卯吉 | 20. 鉄鋼研究所 |
| 21. 伝染病研究所 | 22. 徳富蘇峰 | 23. 日本産業会社 | 24. 日本曹達 |
| 25. 日本窒素肥料会社 | 26. 日立製作所 | 27. 福地源一郎 | 28. 三池 |
| 29. 三井合名会社 | 30. 三菱合資会社 | 31. 三宅雪嶺 | 32. 森興業 |
| 33. 安田保善社 | 34. 理化学研究所 | 35. 理化学興業 | |

問題 III

以下の〔史料1〕と〔史料2〕は、ともに『日本政記』の一部を引用したものである。史料を読んで、空欄
〔51〕〔52〕と〔53〕〔54〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄に
マークしなさい。

また史料にある下線部（ア）から（オ）および空欄〔a〕から〔f〕に関する設問1から11に答えなさい。

なお、空欄〔X〕、〔Y〕は、それぞれ同一の人物を指し、〔Z〕には同一の言葉が入る。これらについて直接に問う設問はないが、問題の都合上、空欄としている。

史料の並びは、必ずしも年代順とは限らない。引用した史料の原文は適宜改めている。

〔史料1〕

〔51〕〔52〕元年辛酉春正月朔、日、食するあり。(中略)

〔論贊〕〔X〕の貶せらるるや、世は専ら〔Y〕を咎め、讒臣(注1)を称するに、必ず以て称首となす。

〔a〕、以て然らずとなす。曰く、外戚、政を専にせしより、これに類するもの多し。独り〔Y〕のみ
ならざるなり。これより前、良房の安倍安仁を斥け、〔b〕の藤原保則を用ひざるが如き、これより後、
師尹の源高明を除き、〔c〕の中書王を忌むが如き、皆これなり。その意に曰く、台司(注2)は独り我が
(ア)家のみなさん。彼れ何する者ぞと。(後略)

秋八月、左大臣〔Y〕・大外記大藏善行、〔d〕を上たてまつる。〔d〕は〔X〕定むる所多きに居るも、
その貶せらるるを以て、名を列するを得ず。(中略)

三年癸亥春二月、前右大臣兼右大将大宰権帥〔X〕薨こうずす(注3)。(中略)

四年(中略)三月、法皇、室を仁和寺に造り、御室と称す。

五年(中略)初め、平城朝に万葉集あり。嵯峨、唐詩を好むに及び、和歌幾ほんのど廢る。帝、廢るるを興すに志あり。
勅してこれを撰せしむ。(中略)

八年戊辰冬、これより先、〔Y〕及び大藏善行に勅して、〔51〕〔52〕格を撰せしむ。ここに至りて成り、
上る。勅してこれを頒行せしむ。

〔史料2〕

大宝元年辛丑春正月朔、天皇、太極殿に御し、百官の朝賀を受く。(中略)

二年壬寅春、新律・度量を頒つ。從三位大伴安麻呂・正四位下〔53〕〔54〕等に勅して、朝政に參議せしむ。
六月、〔53〕〔54〕を以て遣唐執節使となす。(中略)

三年癸卯春正月朔、朝を廢す(注4)。使を遣はし、諸国司の治状を巡察し、冤枉を申理して、〔Z〕官に奏し、
以て式部に属し、令に依りて論定し、當に罰すべき者は、刑部に属せしむ。(中略)

〔論贊〕〔a〕曰く、國朝、初め大臣あり。尋いで大連を置き、並びに軍國の政を聞かしむ。蓋しその權を
分ちて、偏重ながらしむるなり。(中略) それ〔Z〕大臣の名は、大友・〔e〕に見ゆるも、前後になき
所なり。蓋し以て國儲を定むるの漸(注5)となすのみ。常置す可きの官に非ざるなり。(中略) 實にその官に
(ア)任するは、則ち左右大臣あり、仍りてこれを分つなり。而してその下に弁官あり、納言あり、外記ありて、事を
判じ、体統相属し、管轄して上す。而して天子臨決す。人主の勢を尊びて、權柄の下に移るを防ぐ所以なり。
(中略) 孝謙の僧〔f〕に於けるが如きは、論ぜずして可なり。文徳に至り、以て藤原良房に授く。その後

帝戚たる者、往往にしてその任をみだり 猥わいにし、これに居りて疑はず。然る後、祖宗の制一変す。再変して武門、政を干すに至り、(オ) 主将にしてこの官に係る者あり。

(注1) 事実を曲げて告げ口をして、君主におもねる臣下のこと。

(注2) 中央の役所の高官のこと。

(注3) 「薨ず」とは、亡くなること。なお、原文では「太宰權帥」と記されている。

(注4) 前年に太上天皇が亡くなったため、喪に服し、朝賀を廃したことを意味する。

(注5) 「国儲を定むるの漸」とは、皇位の跡継ぎを定めるための準備のことである。

[設問1]

空欄 (a) は、[史料1] [史料2] の執筆者である。『日本政記』をはじめ、『日本外史』などの作品を著した空欄 (a) の人物の名前を語群より選び、その番号を解答欄 (55) (56) にマークしなさい。

[設問2]

空欄 (b) は、空欄 (Y) の父である。空欄 (b) の人物の名前を語群より選び、その番号を解答欄 (57) (58) にマークしなさい。

[設問3]

下線部(ア)の出来事に関する以下の記述のうち、適切でないものはどれか。[01]から[05]のなかより選び、その番号を解答欄 (59) (60) にマークしなさい。

[01] 源高明は、為平親王擁立の陰謀があると疑われた。

[02] この出来事の後、藤原氏北家から摂政や関白が多数輩出されるようになった。

[03] この出来事は、冷泉天皇の死後に起こった。

[04] 源経基の子である満仲が密告をした。

[05] 左大臣の源高明は、醍醐天皇の皇子であった。

[設問4]

空欄 (c) は、摂政の地位をめぐって、自らの弟とも争った。弟の子は、後に4人の娘を中宮（皇后）や皇太子妃とし、約30年にわたって朝廷で権勢をふるったことで知られる。空欄 (c) の人物の名前を語群より選び、その番号を解答欄 (61) (62) にマークしなさい。

[設問5]

空欄 (d) は、六国史の一つである作品の書名が入る。空欄 (d) にあてはまる書物の正式な名称を語群より選び、その番号を解答欄 (63) (64) にマークしなさい。

[設問6]

下線部（イ）の人物が関わった出来事は何か。語群より選び、その番号を解答欄 (65) (66) にマークしなさい。

[設問7]

下線部（ウ）に関連して、唐に影響を受けた時代の文化に関する以下の記述のうち、適切でないものはどれか。[01]から[05]のなかより選び、その番号を解答欄 (67) (68) にマークしなさい。

- [01] 『文華秀麗集』におさめられた漢詩のなかには、嵯峨天皇が詠んだ作品もある。
- [02] 『文鏡秘府論』は、空海による漢詩文作成についての書である。
- [03] 大学では、次第に歴史・文章を学ぶ紀伝道がさかんになった。
- [04] 小野岑守らが編纂した『懐風藻』は、最古の勅撰漢詩集である。
- [05] 大学別曹として、藤原氏の勸学院や、橘氏の学館院が設けられた。

[設問8]

空欄 (e) は、天武天皇の皇子である。 (e) の子は、吉備内親王を妻とした。この (e) の子が自殺に追い込まれた出来事は何か。語群より選び、その番号を解答欄 (69) (70) にマークしなさい。

[設問9]

下線部（エ）に関連して、当時の国家体制の仕組みに関する以下の記述のうち、適切でないものはどれか。[01]から[05]のなかより選び、その番号を解答欄 (71) (72) にマークしなさい。

- [01] 上級官人には、位階や官職に応じて供人としての資人が与えられた。
- [02] 少納言と参議はのちにできたもので、ともに令外官である。
- [03] 弹正台は、風俗取締りや官吏の監察をつかさどる官として設置された。
- [04] 謀反や不義を含む八虐は、重い罪とされた。
- [05] 衛士や防人は、庸ならびに雜徭などの課役は免除された。

[設問10]

空欄 (f) が政争に敗れて追放された場所はどこか。語群より選び、その番号を解答欄 (73) (74) にマークしなさい。

[設問11]

下線部（才）に関連して、はじめて「主将」が「この官」である (Z) 大臣に就く直前の出来事に関する記述として、最も適切なものはどれか。[01] から [05] のなかより選び、その番号を解答欄 (75) (76) にマークしなさい。

- [01] 蓮華王院が造営された。
- [02] 観応の擾乱が勃発した。
- [03] 天慶の乱が鎮圧された。
- [04] 後白河法皇が亡くなった。
- [05] 延久の莊園整理令が出された。

[語群]

01. 阿衡の紛議	02. 新井白石	03. 粟田真人	04. 出雲国風土記	05. 一条兼良
06. 乙巳の変	07. 犬上御田鍼	08. 宇佐八幡宮	09. 恵美押勝の乱	10. 延喜
11. 応永の外寇	12. 大隅国	13. 隠岐	14. 刑部親王	15. 北畠親房
16. 清原夏野	17. 薬子の変	18. 薬師恵日	19. 光孝天皇	20. 弘仁
21. 最澄	22. 下野薬師寺	23. 貞觀	24. 承和の変	25. 続日本紀
26. 続日本後紀	27. 壬申の乱	28. 清和天皇	29. 多賀城	30. 大宰府
31. 橘奈良麻呂の変	32. 橘諸兄	33. 天平	34. 刀伊の入寇	35. 長屋王の変
36. 日本後紀	37. 日本三代実録	38. 日本書紀	39. 日本文徳天皇実録	40. 藤原緒嗣
41. 藤原兼家	42. 藤原兼通	43. 藤原伊周	44. 藤原実頼	45. 藤原佐理
46. 藤原広嗣の乱	47. 藤原冬嗣	48. 藤原基経	49. 藤原頼通	50. 保元の乱
51. 南淵請安	52. 明徳の乱	53. 山県大弐	54. 養老	55. 頼山陽
56. 令集解	57. 和漢朗詠集	58. 和氣清麻呂		

問題 IV

次の本文を読み、空欄 (77) (78) から (87) (88) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。また、下線部 (ア) から (カ) に関連した設問 1 から 6 について、それぞれの指示に従って番号を選び、解答用紙の (89) (90) から (99) (100) にマークしなさい。

古代日本における婚姻関係の解消形態は、当事者の合意、互いの親族への傷害や暴言を行った場合の強制離婚、夫の消息不明、および、夫の一方的意思による離婚の 4 種類があった。これらのうち後三者は戸令に定めがある。戸令は相続を含む家族関係を定めたが、(ア) 民衆の行政的把握を目的とした戸は実際の家族そのものではなかった。直系家族を中心に実際の生活単位たる小家族に近い (77) (78) が設けられたのは 8 世紀前半のことである。

8 世紀半ばに詠まれた「教喩史生尾張少佐歌一首并短歌」は、国司として越中に赴任した大伴家持が、戸令 28 七出条の「七出」、「三不去」を引いて、夫の一方的意思による離婚（棄妻）の要件は法律で定まっているのに、都の本妻を顧みず、遊行女婦と浮氣する部下を咎める歌である。

天皇を頂点として、その下で公家、武家、寺社といった (79) (80) が国政機能を分担したと評される時代に編纂された法典にも家族法や訴訟手続に関する規定が置かれ、武家政治の下で、(イ) これまでとは異なるルールがいくつか定められた。(ウ) 裁判制度の整備も進められ、訴訟担当機関が新設されるとともに、合議によって裁判を行い判決を下す新体制が築かれた。ただ、所領安堵の訴訟が頻発するようになると、(81) (82) の形で出された判決文が出る最終段階まで至らずに、訴訟の途中で両当事者間の合意が成立し訴訟終了となる場合もあった。こうした当事者間の合意・取決めによる紛争解決は (83) (84) と呼ばれ、幕府の勧めもあって土地の境界をめぐる紛争で多用された。

徳川時代に入り制定された法典でも、武家についての家族関係に関する規定が置かれた。親族関係については、「国主・城主・壹万石以上并近習物頭ハ」と身分を限定するものの、「私不可結婚姻事」としてこれを統制した。庶民の間でも、家長の許しのない恋愛・結婚は認められず、離婚についても、舅・姑に従わぬことや子がないことなど「七去」と呼ばれる妻を離婚できる 7 つの事由が決まっていた。この「七去」は、女性の美德たる「三従の教」（家では父に、結婚すれば夫、夫と死別してからは子に従う）とともに、当時の良妻賢母教育の礎となった。このような教えの下で、女性が一方的に離縁されることもあり、庶民の離婚は、夫が書面を作成し、妻に渡すことで成立し、慰謝料や財産分与、子との関係については妻から (85) (86) と呼ばれる書面を交付することがあった。

相続関係に目を向けると、一代限りの厳格な主従関係から代々続く固定的主従関係へと次第に変質していく様を見て取ることができる。家光が死去した年に起きた事件を契機に、跡継ぎがなくとも改易せずに済むよう制度変更がなされた。代がかわり、次の將軍は、主人の死後も新しい主人である跡継ぎに引き続き奉公することを義務づけた。これらの制度変更や義務は、文武忠孝を励し、礼儀によって秩序をまもることを求める武家諸法度の (87) (88) 令で明文化された。制度変更としては「五拾以上十七以下の輩、末期に及び養子致すと雖も、吟味の上之を立つべし」、義務としては「殉死の儀、弥制禁せしむる事」とそれぞれ定められた。

身分別に箱詰めされたような時代を経て近代化へと向かうなかで制定された民法（明治民法）では、性別・世代の区別に立脚した階層制を家庭生活の根幹とした。これに対して、この民法施行と同時期に初版が刊行された福澤諭吉の『福翁百話』は、一夫一婦の夫婦のあり方に敬意を求めて男女同権を強く訴えた。これにより家風が優美高尚となり、(エ) この家風・家族団欒を教師として子どもも自然と品格を維持すると説かれている。

明治民法に見られた夫婦間の不平等は、のちに判例で重要な論点となっていました。戦後の民法でも不平等の一部は解消されず、今日の改正論にも影響を及ぼしている。そのようななか、(オ) 2018年の改正で配偶者居住権が創設されたことに

より、夫の死亡後、残された妻も賃料の負担なく夫所有の自宅に住み続けることができるようになった。

紛争解決手続に目を向けると、1922年10月1日施行の借地借家調停法以来、2022年10月で日本の調停制度は発足100周年を迎えた。その間、(カ)1924年には小作調停法が、1926年には労働争議調停法が成立し公布された。家事調停の始まりは、1939年施行の人事調停法による調停で、当時から女性の申立てが多く、女性の権利保護に大きく貢献した。離婚調停をIT化する改正家事事件手続法が2022年5月に成立したが、これに先行して2021年末から家事調停でのウェブ会議試行がスタートしている。離婚調停は近年、年間2万件前後が成立しており、IT化により離婚調停の全過程をウェブ会議で行うことができれば、相手方からDV被害を受けている場合や、単身で育児をしており仕事を休みにくい場合などでも利用がしやすくなる。

[設問1]

下線部（ア）に関して、大宝令と養老令の違いについての〔01〕から〔05〕の記述のうち、適切でないものを選び、その番号を解答欄 (89) (90) にマークしなさい。

- 〔01〕 大宝令では女性の戸新設を認めなかったが、養老令では女性を戸主とする戸新設が認められ、女性も調について中男の4分の1を負担した。
- 〔02〕 大宝令の時代には田地は相続対象ではなかったが、養老令の時代には田地も相続対象となった。
- 〔03〕 大宝令では嫡子が優先的に相続する規定であったが、養老令では庶子も含めて均分に近い形へと修正された。
- 〔04〕 大宝令の下では原則として女子は相続できなかったが、養老令の下では女子も庶子の半分を相続することができた。
- 〔05〕 被相続人の妻が持参した奴婢の取扱いについて、大宝令では妻方に返還されたが、養老令では妻家所得の返還規定が削除された。

[設問2]

下線部（イ）に関して、この法典の規定内容についての〔a〕から〔e〕の記述のうち、適切でないものの組み合わせを、〔01〕から〔10〕のなかより選び、その番号を解答欄 (91) (92) にマークしなさい。

- 〔a〕 子がない場合、女性でも所領を養子に譲ることができる。
- 〔b〕 奴婢の子については、すべてその母親に属する。
- 〔c〕 父母が所領を子に譲り幕府から証明書をもらっていても、父母の判断で譲った所領を再び子から取り返すことができる。
- 〔d〕 現在の持ち主が、その土地の事実的支配を20カ年以上継続している場合、その土地の所有権は変更できない。
- 〔e〕 先祖から受け継いだ土地は長子相続制の下で男子により単独相続されたため、女性が財産の分配にあずかったり地頭になることはなかった。

- 〔01〕 [a] と [b] 〔02〕 [a] と [c] 〔03〕 [a] と [d] 〔04〕 [a] と [e]
〔05〕 [b] と [c] 〔06〕 [b] と [d] 〔07〕 [b] と [e] 〔08〕 [c] と [d]
〔09〕 [c] と [e] 〔10〕 [d] と [e]

[設問3]

下線部（ウ）に関して、当時の訴訟制度についての [01] から [05] の記述のうち、適切なものを選び、その番号を解答欄 (93) (94) にマークしなさい。

[01] 訴人から幕府に訴えがあると、問注所で訴状が受理され引付に回されたのち、訴えられた論人に対して陳状の提出が命じられた。

[02] 三問三答とは、当事者双方の書面または口頭による応酬に関するルールであり、細部の審理を尽くすべく、少なくとも3度の訴状および陳状のやり取りを経なければならなかった。

[03] 当事者主義の原則の下、引付奉行人への書面の送達は両当事者が自身で行い、判決文は両当事者に交付された。

[04] 引付は一番から三番の3つに編成され、引付衆から選ばれた頭人の下、数名の評定衆が加わって判決原案が作成された。

[05] 訴訟当事者の身分と所在を基準に訴訟担当機関が分類され、民事訴訟全般に関し、鎌倉中については問注所が、東国については奥州探題設置まで六波羅探題が、西国および九州については鎮西探題設置まで守護がそれぞれ管轄した。

[設問4]

下線部（エ）に関して、福澤諭吉は、育児と家庭に関する思想を多く展開し、子どもや女性を対象読者層とした書物を多数執筆した。今日、子どもが親しみ、Mangaとして国際語ともなった「漫画」という言葉が浸透するきっかけも、福澤が、 (95) (96) を高給で雇って、自らが創刊した新聞の政治風刺を描かせたのが始まりで、のちに子どもや女性向けの漫画も掲載して広範に読者を獲得していくことによる。

(95) (96) に入る人名として適切なものを語群より選び、その番号を解答欄 (95) (96) にマークしなさい。

[設問5]

下線部（オ）に関して、配偶者居住権は、明治時代にお雇い外国人が起草した法典にもその原型となる規定があったが、民法典論争を経て削除された経緯がある。西洋を範とする法典の編纂およびその内容に関する [a] から [e] の記述のうち、適切なものの組み合わせを、[01] から [10] のなかより選び、その番号を解答欄 (97) (98) にマークしなさい。

[a] 罪刑法定主義はドイツ系の新刑法典に改められた際に初めて明文化され、法治国家としての体裁が整った。

[b] 明治民法は「家」を重視して、先祖伝来の土地については、戸主個人の私有財産とは区別した。

[c] 治外法権を撤廃し、日本に居住する外国人にも適用すべく、法典の内容を諸外国の水準にすることが急がれたため、憲法公布・施行後ただちに刑法と治罪法が公布・施行された。

[d] 1890年に公布された商法は日本の商慣習に合わないなどと批判され、商法修正案が帝国議会にかけられた後、成立し公布された。

[e] 戸主は、同じ戸にある家族に対して婚姻・縁組同意権を有したが、戸主権とは別個に夫権と親権が規定され、「男力満三十年女力満二五年」に達しない間に婚姻を望むときは、戸主の同意とともに親の同意も得る必要があった。

- | | | | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| [01] [a] と [b] | [02] [a] と [c] | [03] [a] と [d] | [04] [a] と [e] |
| [05] [b] と [c] | [06] [b] と [d] | [07] [b] と [e] | [08] [c] と [d] |
| [09] [c] と [e] | [10] [d] と [e] | | |

[設問 6]

下線部（カ）に関して、小作争議・労働争議および社会運動についての [01] から [05] の記述のうち、適切なものを選び、その番号を解答欄

(99)		(100)
------	--	-------

 にマークしなさい。

- [01] 約3万5000人が参加した川崎造船所・三菱造船所の大争議は、社会民衆党が指導した出来事である。
- [02] 婦人参政権獲得期成同盟会は、平塚らいでう、市川房枝、奥むめおらを中心に設立された赤闘会を母体とするもので、治安警察法5条の改正を実現し、女性も政治演説会に参加できるようになった。
- [03] 友愛会は、第一次世界大戦後の労働争議の増加とともに、労働者階級の友愛に基づく団結と階級闘争主義を掲げて設立された。
- [04] 神戸に生まれ、神戸神学校を卒業した賀川豊彦は、農民運動家として小作調停法の成立を訴えて活動とともに、労働運動を指導した。
- [05] 日本農民組合も日本労働総同盟も、やがて分裂する運命を辿った。日本労働総同盟は議会主義をとる右派と共産主義をとる左派に分裂し、右派は日本労働組合評議会を結成した。

[語群]

- | | | | | |
|---------|----------|----------|-----------|----------|
| 01. 一門 | 02. 一家 | 03. 暇状 | 04. 巖本善治 | 05. 巖谷小波 |
| 06. 大田文 | 07. 大番 | 08. 返り一札 | 09. 仮名垣魯文 | 10. 寛永 |
| 11. 宮戸 | 12. 寛文 | 13. 起請文 | 14. 北沢楽天 | 15. 几帳 |
| 16. 享保 | 17. 下戸 | 18. 下知状 | 19. 元和 | 20. 権門 |
| 21. 高家 | 22. 郷司 | 23. 在家 | 24. 雜戸 | 25. 去状 |
| 26. 三公 | 27. 渋江抽斎 | 28. 折中 | 29. 滝田櫻陰 | 30. 中分 |
| 31. 天和 | 32. 封戸 | 33. 宝永 | 34. 房戸 | 35. 政所下文 |
| 36. 三行半 | 37. 召文 | 38. 寄合 | 39. 賴朝下文 | 40. 離縁状 |
| 41. 陵戸 | 42. 和与 | 43. 和離 | | |